

## 刑事実務

### 第1 設問1

#### 1 小問1

- (1) Aは、罪証隠滅のおそれ(207条1項、60条1項2号)、逃亡のおそれ(207条1項、60条1項3号)があるとして拘留されている。よって、Aの弁護人は、この2つのおそれがないことを準抗告で主張する必要がある。
- (2) aは、Aと事件関係者を一切接触されないとするものであり、Aは、他者と接触して罪証を隠滅するおそれがないことをいうものである。
- bは、Aが自ら取ってきた仕事を前向きにしているため、逃亡することはない旨、いうものである。
- (3) 以上により、弁護人はa、bを添付すべきと判断した。

#### 2 小問2

##### (1) aについて

Aは現在一人で生活しており、両親と別居している。よって両親がAを自宅で生活させるといっても100%両親と一緒にいるとは限らない。両親の監督を離れた時間があれば、その間、AがW、Vらと接触するおそれがないとはいえない。

また、車、ペットボトル、マッチ箱の隠滅を図るおそれもある。

##### (2) bについて

Aは、今の会社に勤めていまだ1月ほどである。いくら自ら商談を行い、仕事をとってきたとはいっても、会社に愛着があるとは言い難く、逃亡のおそれがある。

##### (3) 以上より、裁判所は弁護人の準抗告を棄却した。

### 第2 設問2

#### 1 Wの供述は、Aによる放火の目撃証言である。

そして、Wの視力は裸眼は1、2と良好であり、WはAと面識なく中立的な立場にあった。

#### 2 (1) Wが事件を目撃した時、現場には街灯が1本、照明が4本設置されており、深夜とはいえ、十分な明るさがあった。

#### (2) Wが目撃した犯人の体型、特徴、服装が実際のAと一致する。

すなわち、Wが目撃した犯人は、30歳代くらい、小太り、身長170センチくらいであったところ、実際のAは、身長169センチメートル、体重80キログラム、35歳であり、ほぼ一致する。

また、Wは犯人が胸元に白色で「L」と書かれた黒っぽい色のパーカー、黒っぽい色のスラックスをはいていた旨供述しているところ、実際にA方から押収されたパーカー、スラックスも同様のものである。

(3) また、Wは、事件から7日後の写真面割り手続きでAを識別できている。

3 以上を考え合わせ、検察官は、W供述に信用性が認められると判断した。

### 第3 設問3

1 Wは、Aからの復讐を恐れており、Aに見られていたら証言できないと述べているからAを恐れている。また、Wが人前で話すのが苦手でもある。よって、「供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがある」といえる(刑事訴訟法157条の5第1項)。よって、遮へい措置は認められると考えられる。

2 他方、Wは、157条の6第1項1号、2号に該当する者ではない。よって、ビデオリンクを行うためには同項3号に当たる必要があるところ、遮へい措置をとればWは証言ができ、同号に該当しないと判断される可能性がある。

3 したがって、検察官はエのように判断をした。

### 第4 設問4

1 検察官の質問は、AとWの位置関係の供述を明確にするために行われたのであり、主尋問における誘導尋問にあたる(刑事訴訟規則199条の3第3項)。

2 そして、同項3号の、Wの「記憶を喚起するため」として例外的に誘導尋問は認められうる。

もっとも、同条4項により、「証人の供述に不当な影響を及ぼすおそれ」がないようにしなければならない。

したがって、裁判長は、Wの供述にかかる不当な影響が出ないようにオのような釈明を行った。

以上